

# 注意・警戒情報

## 「振り込め詐欺救済法」に基づく返金制度を 装った詐欺行為に注意！

「預金保険事務局」というところから突然電話があり、「被害回復分配金の申請を代行します」と言われた。確かに、以前未公開株詐欺でお金を支払ったことがあるが、信用できる話だろうか？

\*振り込め詐欺救済法：犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

### アドバイス

最近、「振り込め詐欺救済法」に基づく返金制度を装い、架空の社債や投資ファンドによる投資詐欺被害者に電話やチラシ等で勧誘し、手数料の支払いなどを求めようとする例が見られます。

「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者への返金制度は、被害者の届出により、金融機関が資金の振り込まれた口座を凍結し、預金保険機構による公告を経た後に、凍結した口座の残高を被害者の方に分配するものです。被害額の全額を国や金融機関が補填するというものではありません。

「預金保険機構」に類似した名称として「預金保険事務集中センター」や、「独立行政法人 組織犯罪対策機構」、「犯罪被害回復機構」など公的機関を連想させる名称や、実在する公的機関名も詐欺行為に使用されています。

公的な被害者への返金制度は、預金保険機構と金融機関が行う「被害回復分配金の支払手続」のみです。また、この制度について、預金保険機構が特定の事業者に返金手続きの代行を委託することはありません。「怪しいな」と思ったら、最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談は

消費者ホットライン

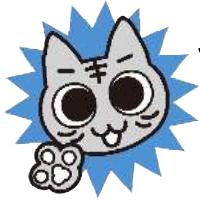


ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 7 0

(身近な消費生活相談窓口につながります。)





ちょっと

# 待った! 悪質商法にご用心

～自分を守るために 最新情報から見た悪質商法～

くらしの経済講演会 in 小田原 2015



## 紀藤弁護士が消費者問題に鋭く切り込む!

講師 弁護士 <sup>きとう</sup>紀藤 <sup>まさき</sup>正樹 氏

日時 2015年2月8日(日)  
14:00～15:30 (受付開始13:30～)

場所 小田原市民会館小ホール  
(住所: 小田原市本町1-5-12 小田原駅より徒歩10分)

主催 神奈川県金融広報委員会・神奈川県・小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町



申込み 1月28日(水)までに、「講座名(くらしの経済講演会 in 小田原)・申込者氏名(ふりがな)・住所・電話番号・同行者全員の氏名(ふりがな)」を明記して、FAX・電子メールのいずれかで「小田原市地域安全課」までお申込みください。

【FAX】0465-33-1778 【電子メール】chian@city.odawara.kanagawa.jp

定員(200名)を上回る応募があった場合は抽選とさせていただきます。2月2日(月)頃にハガキで当落をお知らせします。お知らせがない場合は参加可能ですので、直接会場へお越しください。なお、定員に満たない場合には、その後も引き続き受け付けますので、お問合わせください。

問い合わせ先 小田原市地域安全課 電話 0465-33-1775 FAX 0465-33-1778  
神奈川県金融広報委員会 電話 045-312-1121(内線2641) FAX 045-312-3506  
(神奈川県消費生活課内)

## ノロウイルスによる食中毒に注意!

### 毎年冬の時期に多くの患者が出ています

ノロウイルスは、主に経口で感染し、おう吐、下痢、腹痛等の症状を起こします。ノロウイルスによる食中毒を予防し、感染を拡大させないために、以下の点に注意してください。

#### 手洗いの徹底

調理を行う前、食事の前、トイレに行った後、患者の汚物処理をした後には必ず手洗いをしましょう。

#### 調理器具等の殺菌

調理器具等についても、熱湯や家庭用の塩素系漂白剤を薄めた液で殺菌するなどしてください。万一、ノロウイルスに汚染されている食材がある場合でも、他の食材への感染拡大を防ぐことができます。

#### 加熱

加熱が必要な食品の場合、中心部までしっかり加熱しましょう。



困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう



県民局くらし県民部消費生活課相談第二グループ

(かながわの消費生活のページ) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100548/>

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506